

**福祉サービス第三者評価結果報告書**  
【児童福祉分野（保育所）】

**【受審施設・事業所情報】**

事業所名称	大正北保育所	
運営法人名称	社会福祉法人 吹田みどり福祉会	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	三浦真紀 所長      黒光るり子 主任保育士	
定員（利用人数）	115 名      （ 115 名 ）	
事業所所在地	〒 551-0031 大阪市大正区泉尾2-8-8	
電話番号	06 - 6551 - 5038	
FAX番号	06 - 6551 - 5038	
ホームページアドレス	<a href="https://suitamidori-f.jp/publics/index/20/">https://suitamidori-f.jp/publics/index/20/</a>	
電子メールアドレス	<a href="mailto:taisho-kita-hoiku@chorus.ocn.ne.jp">taisho-kita-hoiku@chorus.ocn.ne.jp</a>	
事業開始年月日	平成24年4月1日	
職員・従業員数※	正規      15 名	非正規      7 名
専門職員※	保育士 17名、看護師 1名、管理栄養士1名、栄養士 1名	
施設・設備の概要※	[居室]	
	[設備等] 保育室（0才児～5才児）、更衣室、医務室、調理室、所庭、プール	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

**【第三者評価の受審状況】**

受審回数	1 回
前回の受審時期	27 年度

**【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】**

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

## 【 理念・方針・目標 】

### ＜ 保育理念 ＞

- 子どもの「生きる力」と「思いやりの心」を育てる
- 五官をとぎすまず保育

### ＜ 保育方針 ＞

- 子ども一人一人の個性を大切に育む保育

### ＜ 保育目標 ＞

- よく食べ、よく寝て、よく遊ぶ、意欲ある子どもに
- 友だちとともに遊べる子どもに
- たくましい身体と思いやりの心を持った子どもに生涯にわたる力の基礎を培う

## 【 施設・事業所の特徴的な取組 】

### (1) 職員同士の人間関係と個人のメンタル面のケア、職員を守る姿勢

- 職場で人間関係が上手くいかなければ、それらすべては子どもに影響を与えると考えています。  
行事の取り組みに関して、会議の場で他クラスへアドバイスや取組内容の確認をし、クラスに出来栄の偏りが出ないようにするよう、職員で意見を出し合っている。
- クラス内の困りごとは相談をする。施設長、主任が相談を受けた場合は、保育室と一緒に入り改善をする。
- 職員、一人一人、保育の悩みやプライベートな悩みを持っています。時にはそれが仕事に影響する時もあります。それらすべてを受け入れ、サポートする保育所です。
- 保護者とのトラブルや困った時など、担任だけで対応できない時は施設長が対応すること、何かあれば職員を全力で守ることを伝えている

### (2) 子ども一人一人を大切にする

- クラスの目標は毎回、行事のたびに設定しているが、その中でも個人の目標があり、その子どものペースでクラスの目標に近づけるように取り組んでいる。
- 大人がされて嫌な事は子どもにもしない。人数を数える時に頭をたたくように数えたり、パンツの着替えを忘れた子どもに貸し出し用の（使いまわし）のパンツを貸すなど、見直すときに、「大人だったらしない」ことは「子どもにもさせない」ように気を付けている。

### (3) 障がい児童の受け入れを積極的に行う

- ・障がい児童の理解を職員全体で取り組んでいる。外部の先生（エルム大阪）にきていただき、アドバイスを受け、その内容を会議で共通認識し取り組んできた。（平成28・29・30年度）そのような経験から、現在、視覚支援を取り入れたり、見通しを持った保育、個別対応の保育が職員の中で浸透し、引き継がれている。
- ・障がいを持つお子さんの保護者が、大正北の保育方針を知り、転所へつながるケースが増えた
- ・関係機関との連携があり、保護者の方と機関をスムーズにつなぐことができている。

#### （４）保護者が意見を言いやすい、相談しやすい環境作り

- ・入所式を始め、保護者が集まる場では、「あれっ？」と思うこと、「なぜ？」と感じた時には担任、主任保育士、施設長へ声をかけてください、疑問が不信感へ変わる前に声をかけてくださいとすることを伝えている
- ・不意の相談も快く受け入れている  
子どもの事だけではなく、保護者の悩みには耳を傾け、時間を取るようになっている

#### （５）給食メニューの充実

- ・今まで出たことの無いメニューを毎月提供している
- ・おかわりも充実しており、食べすぎには気を付けているが、子どもたちが満足いく給食提供を心がけている
- ・見た目にも心がけ、子どもが目で見ても楽しく感じながら食べられるような工夫をしている。

#### 【評価機関情報】

第三者評価機関名	株式会社 第三者評価
大阪府認証番号	270025
評価実施期間	令和元年6月3日～令和2年1月10日
評価決定年月日	令和2年1月10日
評価調査者（役割）	0501C022（運営管理委員） 1601C002（専門職委員） 1701C005（専門職委員）

## 【総評】

### ◆ 評価機関総合コメント

大阪市大正区の公立保育所から、平成24年に民間移管し、平成26年度に第一回目の第三者評価を受審し、今回で第二回目の第三者評価を受審されました。10月実施の第2者評価（顧客評価）「保護者アンケート」結果は、回収率に課題はあるものの、保護者満足度は極めて高いデータとなりました。7月より開始した第1者評価「評価基準に基づく自己評価」は、当初苦労されていましたが、施設長は、率先して生涯で最も勉強した期間とし、何とかピンチを乗り越え、飛躍のチャンスに変えられました。リーダーである施設長の力量は、子ども・保護者、職員とその家族の人生を大きく左右します。また、子どもが初めて出会う学校とも言える保育所は時代の最先端にあり、保育士は社会の変化に最も敏感な人でなければなりません。それらの理由から、保育所と言う組織は、施設長の器次第で変化します。これからも、己自身及び職員の専門性を益々磨きましよう。令和2年、オリンピック・イヤーの継続的改善による進化を楽しみにしています。やがて来る、2040年問題（厚労省が想定する主な課題：①高齢者が急増し、子ども・若年層が減少するなかでの事業の継続・展開 ②福祉人材の確保がより困難に ③地域の衰退、家族機能のさらなる脆弱化等による生活課題の複雑化・困難化）に挑む、基礎固めとなるように、施設長の背中を押し続けたいと思います。

### ◆ 特に評価の高い点

（1）当保育所の保育理念「子どもの〈生きる力〉と〈思いやりの心〉を育てる」保育を具体的に実践するためには、子どもだけではなく、保護者、職員一人ひとりも大切にされることが大事であるととらえ、保育所全体で「人を大切にする」風土作りをする努力が見られました。

（2）障がい児保育は保育の原点であるという信念のもと、障がい児保育を積極的に実践しており、保護者には力強い支援となっていました。障がい児に関する所内研修を充実して行うことにより、保育に見通しを持つとともに、職員のスキルアップ、保育内容の充実につなげていました。

（3）施設長、主任保育士は、今回の受審2回目を機に、激動する教育・保育業界の中で、経営者・管理職として「保育所の運営はどうあるべきか」、「職員が永年勤務を自ら望む保育所にはどんな職場環境が必要か」を評価基準を通じ、必死に考え、現時点でやれる事は全てやりました。もがいた結果、少しコツを掴んだようです。

（4）職員への指導方法が、従来福祉分野で行われてきた ①先輩から後輩への伝言文化、②先輩の背中を見て学ぶ から、①経験・勘・度胸（K・K・D）＋ ②理論・ノウハウが見える化されたマニュアル等のドキュメント・ベース 双方の良いところ取りをした 繊細で論理的な指導方法へ転換されようとしています。

（5）10月実施の保護者アンケート結果は、大変良い結果で、日頃の教育・保育の賜物です。  
（総数111世帯）回収率 回収65件/ 配付111件 = 58.6 %  
総合評価満足度を5段階評価で言うと 総合評価満足度＝園平均 4.8 ☆ 極めて高い

### ◆ 改善を求められる点

評価基準 22番 Ⅱ章-3-(1)-② 着眼点 ⑤ 外部監査は実施していません。

（参考）会計監査人の設置義務法人の範囲 <当法人は、収益20億円を超える規模迄、至っていません>

厚労省の平成28年10月21日実施 第5回 社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会での通達より、

令和元年・2年度 収益20億円を超える法人 又は 負債40億円を超える法人  
令和3年度 収益10億円を超える法人 又は 負債20億円を超える法人

## ◆ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

前回の受審から、職員の入れ替わりや異動があり、現時点での大正北保育所の現状を見て指導、ご指摘いただいたことは、資質向上の実現へ向けて良いきっかけとなりました。

保護者アンケートについては、方針を伝えていたつもりでも、印象に残る伝え方ができていなかったことが反省です。現在は、行事のたびに方針を伝え周知に努めるようにもなりました。

大阪市から委託直後は市のマニュアルを正確に対応する事が目標でありましたが、ここ数年、市からはオリジナルのマニュアルの整備についても指導を受けておりました。オリジナルのマニュアル作成には、随分苦戦しましたが、今回の受審をきっかけに、大きく前進することができました。自分たちで作成したことにより、研修の幅が広がった事、見直し時期についても計画が立てやすくなったことなどメリットが多数ありました。

今年度は施設長、主任保育士が中心にマニュアルを作成しましたが、来年度からは職員で分担し、毎年、見直しと改善をしていく事となりました。

第三者評価を受審するにあたって、「大変」と言うイメージだけが先行しがちですが、「大変だけど受ける意味も価値もある」と感じています。今後も定期的に受審していきたいと思えます。

「大正区にいつまでも残る保育所」を目指し、日々、保育を探究、追及していきます。

## ◆ 第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

### 第三者評価結果

#### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果																																																																								
I-1 理念・基本方針																																																																										
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。																																																																										
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a																																																																								
<p>保育理念・方針・目標を「パンフレット」、「入所のしおり」、ホームページに記載して、研修、会議等を通して職員へ周知しています。訪問調査12/24(火)の際に、職員の脳裏に法人理念、保育理念が刻み込まれているか筆記テストを行い、確認しました。また保護者には、「入所のしおり」を配付したり、所内掲示して周知が図られています。</p> <p>アウトカム (outcome) 評価 &lt; 保育所の取組み結果・方法に対する評価 &gt;            評価基準1番 I-1-(1)-① ⑤方針・目標の保護者等への周知 ⑥周知状況確認            2019年10月実施 保護者アンケート結果 (総数88世帯) 回収率 58.6 %            設問1 大正北保育所の 理念・方針をご存じですか?            回答 ⑤よく知っている 7 (10.8%) ④まあ知っている 31 (47.7%) ③どちらともいえない 7 (10.8%) ②あまり知らない 12 (18.5%) ①まったく知らない 2 (3.1%) ⑩未記入 6 (9.2%)</p> <p>(コメント)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>クラス</th> <th>⑤</th> <th>④</th> <th>③</th> <th>②</th> <th>①</th> <th>⑩</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0・1歳</td> <td>おおもも組</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>2歳</td> <td>き組</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>3歳</td> <td>あか組</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>4歳</td> <td>みどり組</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>5歳</td> <td>しろ組</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td colspan="2">クラス未記入</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>7</td> <td>31</td> <td>7</td> <td>12</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤よく知っている 7 (10.8%) + ④まあ知っている 31 (47.7%) = 38 (58.5%) * 保護者の認識度を少し高めたいレベルです。            ②あまり知らない 12 (18.5%) ①まったく知らない 2 (3.1%) 改善したい</p>			年齢	クラス	⑤	④	③	②	①	⑩	計	0・1歳	おおもも組	2	2	2	1	0	1	8	2歳	き組	1	6	0	0	0	1	8	3歳	あか組	2	6	0	2	1	1	12	4歳	みどり組	2	9	2	1	0	2	16	5歳	しろ組	0	7	2	5	1	0	15	クラス未記入		0	1	1	3	0	1	6	合計		7	31	7	12	2	6	65
年齢	クラス	⑤	④	③	②	①	⑩	計																																																																		
0・1歳	おおもも組	2	2	2	1	0	1	8																																																																		
2歳	き組	1	6	0	0	0	1	8																																																																		
3歳	あか組	2	6	0	2	1	1	12																																																																		
4歳	みどり組	2	9	2	1	0	2	16																																																																		
5歳	しろ組	0	7	2	5	1	0	15																																																																		
クラス未記入		0	1	1	3	0	1	6																																																																		
合計		7	31	7	12	2	6	65																																																																		

		評価結果
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p>(コメント)</p> <p>「大阪市子ども・子育て支援計画」(平成27年4月1日~令和2年3月31日)、毎月発行される私立保育連盟からの「保育通信」、社会福祉協議会からの「保育士会だより」、大阪市・私立保育連盟の施設長会により情報を得ています。②区役所とは連絡をとりあい、常に情報は確認しています。「月次利用報告書」を毎月まとめ、年間7回の所庭開放の際、保護者の方からの要望や意見、相談を参考にしたり、近隣の小規模保育園とも連携し、ニーズを把握しています。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<p>(コメント)</p> <p>市の子育て環境の現状から、0歳~5歳児童人口・総人口の推移、児童の施設等通園状況割合、3-5歳児保育料無償化の影響等を分析し、経営課題を認識したり、国難とも言える保育士不足の中での新規採用、激化が予想される自然災害への減災対策、設備の老朽化への対応等、職員と共有して取り組み、法人の施設長会等で報告しています。また、決算状況から、節電や節約を意識して取り組んでいます。</p>		

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

a

「中長期計画」（2019.7.1作成）にて、事業計画、年度別予算、研修計画等を策定して、実施状況の評価、見直しも行われています。

**令和元年度の計画**

幼児トイレ扉改修工事、4・5歳児室防音の為カーテンの設置、体操指導研修、第三者評価受審（第2回目）等

**令和2年度の計画**

1歳児1名増、3歳児エアコン業者による、クラスリーダー、乳児・幼児リーダーの育成、スマイルサポータ養成研修、マナーやルールの指導、所庭のおもちゃ、遊具の見直しと購入、プール用品の見直し、運動会倉庫の整理と倉庫の撤去、職員によるマニュアルの見直し、大門前に砂除けマットの設置、幼児トイレ暖房設備設置、近隣住民の方との朝の体操、拡声器購入、5歳児室ピアノの入れ替え

(コメント)

**令和3年度の計画**

各クラス前のスノコの買い替え、中堅保育士の育成、乳児、幼児リーダーを中心とした保育運営、障がい児童の理解と対応について講師を招いての勉強会、コミュニケーションの上手な取り方、室内のおもちゃの見直し、知育玩具等の検討・購入、平均台の購入、職員による救急救命の資格取得、防音パーティションの設置、日よけネットの購入、保育所を窓口としたコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の活動、広域避難場所との連携練習、ピアノの調律

**令和4年度の計画**

自分と相手を大切に出来る人間関係作り、文庫の担当者による見直し、AEDパットの交換 等

**令和5年度の計画**

畳の張り替え、防犯カメラの設置、幼児トイレ暖房器具設置 等

5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

a

(コメント)

「令和元年度の事業計画」では、幼児トイレ扉改修工事、4・5歳児室防音の為カーテンの設置、非常勤職員への会議報告と保育についての研修を月1行う、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）養成講座、幼児教育アドバイザー、体操指導研修、非認知力を意識した保育の取り組み・体操指導の統一、所庭おもちゃ棚解体、おもちゃワゴン購入、障がい児童の発達理解、第三者評価受審（第2回目）等 を計画していました。おおむね計画通り、進展しています。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

6 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

a

(コメント)

職員会議で話し合ってきた内容や思いに沿って、施設長がまとめ「年度事業計画」を策定し、事業計画の内容について職員会議で報告し、理解を促しています。定期的に、実施状況の評価や見直しも行われています。

7	I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
(コメント)	保護者会で「年度事業計画」について、事前に説明し、その後「保護者会会報」にて全児童の保護者へ配布し、周知しています。また、その主たるものを「入所のしおり」等に記載したり、掲示して理解を促しています。		

			評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
(コメント)	毎月の職員会議での振り返りや、職員研修での気づき、毎年の「保育所全体の運営管理に関する自己評価」の実施、法人監事による内部監査、客観的な第三者評価を定期的に受審し、その結果を基に改善を行い、組織的・計画的・体系的な取組みが行われています。 (前回の第1回めの第三者評価受審は、2016年度)		
9	I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
(コメント)	10月に実施した保護者アンケートの要望から改善する内容を絞り込み、課題・改善テーマを実施時期で分け（1カ月以内、3カ月以内、1年以内）、責任者（サブ担当）、実施方法、実施状況、状況確認日を記載した一覧表を作成しています。見える化する事で、全職員に当事者意識を持たせる良い活動と感じました。今回拝見した改善テーマの抽出は、保護者アンケートからの気づきでしたが、水平展開して、①職員の気づき、②毎年の自己評価結果からの気づき、③日々の教育・保育を実践からの気づき等、この活動を広げましょう。		

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

			評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ			
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を促している。	a
(コメント)	施設長の役割と責任を「職務分担表」で文書化し、職員会議で説明して周知しています。有事における役割と責任や不在時の権限委任等については、避難訓練の反省会や会議の際、施設長の役割を伝え、職員にはどこまで権限を委任するかについても説明しています。		
11	Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	<p>法人や市の園長会、研修等に参加して法令遵守(コンプライアンス)に率先して努め、「遵守すべき法令一覧表」を作成して職員の意識統一をしています。訪問調査12/24(火)の際に、職員一人ひとりの脳裏に関係法令が刻み込まれているか筆記テストを行い、確認しました。</p> <p>職員が回答した関係法令の一部抜粋：</p> <p>①子ども・子育て支援法 ②児童福祉法 ③社会福祉法 ④個人情報保護法 ⑤労働基準法 ⑥労働安全衛生法 ⑦消防法 ⑧児童虐待の防止等に関する法律 ⑨食品衛生法 ⑩労働施策総合推進法(パワーハラスメント対策法制化 公布2019/6/5 施行2020年6月1日予定) 等</p>		

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
	(コメント) 毎月「指導計画」、毎週「週案」の添削指導や、「各クラスの日誌」へのコメント記入を行い、計画や方針に沿って教育・保育が実践されているかを巡回して確認しています。また、施設長は、保育にも直接参加し、各クラスの課題や改善点をその都度伝え、改善へ向けて職員と一緒に取り組んでいます。	
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
	(コメント) 施設長は主任保育士と常に話し合い、働きやすい環境づくりを行っています。今回の受審に際し、現状を評価基準と照らし合わせ、経営面の改善や業務の実行性を振り返り、悪戦苦闘されましたが、その分、施設長のリーダーシップ力（統率力、マネジメント能力、コミュニケーション能力、課題解決能力、人望）において、一段と腕を上げたように感じました。また、日々体を張って働いている職員との信頼関係を構築する事こそが、施設長の最も重要な役割の1つと思われます。施設長は、心を鍛え、職員たちの気持ちを動かそうと努力されています。	

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	<p>人材の確保・定着に関する方針は、「中長期計画」に記載し、人材（人員計画）、教育研修、子どもへの教育体制の欄を設けています。職員の定着は、各人の教育・保育の専門性向上と密接に関係している為、令和元年度は、①非常勤職員への会議報告と保育についての研修を月1回行う、②コミュニティソーシャルワーカー（CSW）養成講座、幼児教育アドバイザー、体操指導研修、③非認知力を意識した保育の取り組み・体操指導の統一を目指して指導・育成が実施されています。また、採用に繋がるよう実習生の受け入れや保育フェアへ参加して採用活動を行っています。</p>	
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
(コメント)	<p>「人事評価シート」に基づき、人事管理を行っています。毎年10月頃に、職員面談を法人の理事長又は理事長代理が行い、施設長、主任保育士で評価、分析を行っています。理事長の方針により、どの職員も役職が付けることができるように、スマイルサポーター、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の資格を全職員が取得することを目指しています。</p>	

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
(コメント)	<p>有給休暇の取得状況・消化率・時間外労働・疾病状況等を記録し把握しています。日頃から職員一人ひとりの様子を観察し、職員の様子がいつもと違う時には、声掛けを行って、心身共に健康な状態で保育ができるよう配慮しています。相談しやすい環境づくり、職場の人間関係を大切にし長期勤務が可能になるよう努めています。</p>	

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
(コメント)	<p>「保育所目標・個人目標」にて、①3月末に保育所が目標を設定する、②4月の保育会議に職員は1年間の目標を設定する、③10月に中間報告を行う（個別）、④3月末に目標に関する評価、反省を行う 仕組みで 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っています。平成31年（令和元年）度は、保育所の目標：①説明のできる保育を心がけ実行する ②個々を大切にしたい集団の活動ができるようになる（子どもも保育士も）を設定し、各保育士 及び 管理栄養士や栄養士は、求められている役割に応じた個人目標を設定しています。</p>	
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
(コメント)	<p>「平成31年度-年間研修計画-大阪市立大正北保育所」を作成し、研修場所で所内（基本の徹底）と所外（各人の専門性向上）に分け、狙いを設定し、計画的・組織的・体系的に研修を実施されています。所長、主任保育士による「研修計画」、「内容」に関する見直しは年度末に実施し、次の計画に反省を反映する仕組みです。予定していた所外研修の一例：（社協主催）スマイルサポーター養成研修、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）養成講座、（私立保育連盟主催）障がい児保育研修、保育実践研修、保育所児童保育要録、子育て支援、（市主催）子どもの保健、（区主催）食中毒予防、その他：人権研修、運動あそび研修、エイサー研修</p>	

19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	「平成31年度-年間研修計画-大阪市立大正北保育所」に基づき、所内研修、社会福祉協議会・市・区・私立保育連盟主催等の外部研修に参加しています。外部研修に参加するためのシフトや勤務状況を勘案し、職員の参加が偏りがないよう配慮されています。研修受講の記録はファイリングし、誰でも閲覧しやすいようにしています。職員一人ひとりの研修受講履歴が一目で分かるリストの導入もご検討下さい。	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント)	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成については、『実習生受入れマニュアル』、『実習生オリエンテーション』を基に体制を整備し、取り組んでいます。保育士という仕事は、最初はいろいろ苦労するけれど『やっぱりこの仕事を選んで良かった』と思えるようなプログラム設定や実習生との関わり方を心掛けています。 (実習生受入実績：2019年度 2人 2018年度 0人 2017年度 2人)	

	<b>評価結果</b>
--	-------------

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
----	---------------------------------------	---

法人・保育所のホームページや社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにて、コーポレート・ガバナンス（法人・保育所の内部統制、健全な経営、効率的な業務）のKEYとなる ①透明性、②情報公開、③説明責任を遵守しようとされています。

**【法人・保育所HP、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムによる情報公開】**

(コメント) 2020年1月23日現在（社会福祉法改正に基づく以下の公開を確認しました）

① 貸借対照表、② 収支計算書、③ 現況報告書、④ 役員区分ごとの報酬総額、⑤ 役員報酬総額、⑥ 定款

参照) WAMNET 社会福祉法人の財務諸表等、電子開示システム

<http://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0200000E00.do>

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
----	---	---

法人の『経理規程』が定まっており、所長は会計責任者として「辞令」で任命され職員に周知しています。W会計事務所、T社会保険労務士事務所による助言や法人の監事による内部監査も実施しています。

**ただ、評価の着眼点 ⑤公認会計士等による外部監査の活用は行われていません。**

(コメント) (参考) 会計監査人の設置義務法人の範囲 <当法人は、収益20億円を超える規模迄、至っていませんので、会計監査人による外部監査は努力義務です>

厚労省の平成28年10月21日実施 第5回 社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会での通達 より、  
令和元年・2年度 収益20億円を超える法人 又は 負債40億円を超える法人  
令和3年度 収益10億円を超える法人 又は 負債20億円を超える法人

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	<p>地域との関わり方については、「オリエンテーション冊子」に明記しています。活用できる社会資源や地域の情報については、近隣の公園、病院、児童関係施設のリストの一覧を掲示しています。また、区役所主催の「親子のつどい」に保育所の職員がボランティアとして参加し、地域の子育て中の親子をサポートしたり、散歩へ出かける際にも積極的に近隣の方に挨拶をしたり、お世話になっている近隣の方に菜園活動で収穫した野菜を子どもたちが届けに行くなどして、交流を深めています。</p>	
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
(コメント)	<p>『ボランティア受入れマニュアル』に、ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化し、職員会議等で職員にも周知しています。職場体験学習等で学校教育への協力を行い、主任保育士や所長が事前にオリエンテーションを行い、子どもとの関わり方を伝え、振り返りも行われています。 (職場体験学習受入実績：2019年度 0人、2018年度 0人、2017年度 6人)</p>	

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	<p>近隣の幼、保、小、老人センター等のリストが在り、回覧や職員室に掲示して情報を共有しています。区役所の「子育て支援ネットワーク連絡会」に定期的に参加し、小学校就学前の引継ぎ、医療機関による健診、地域の役員さんとも話し合いができています。また、区役所で開かれる「要保護児童対策地域協議会」へ出席し、各関係機関と話し合いの場を持っています。</p>	

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a
(コメント)	<p>年8回の所庭開放、子育て相談等を行い地域に貢献しています。7月6日土曜日に開催された区役所主催の「子育て応援フェア」に参加し、情報コーナー、相談コーナー（利用の相談・子育てに関する相談）、先生と遊ぼう♪コーナーにて様々な活動をされています。また、保育所は市営住宅の1Fに位置するので、年1回住宅の住民の方々との合同避難訓練を行って、地域で皆で協力して取り組む「共助」にて、助け合っの消火活動、高齢者・障がい者の支援等を円滑に助け合いができるように、日常から備えています。</p>	
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント)	<p>区役所主催の「子育て応援フェア」に参加したり、子どもの見守りをいただいている民生委員と連携し、地域の福祉ニーズの把握に努めています。また、スマイルサポーター（地域貢献支援員）2名（総研修時間：45時間受講）、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）3名が保育所に在籍し、地域の子育て家庭への育児その他生活困難についての相談を行い、関係機関と連携し、課題解決に向けて必要な支援を行っています。</p>	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
	(コメント) 『保育方針』に「子ども一人一人の個性を大切に育む保育」と明示し、職員会議で『保育理念』、『保育方針』を唱和したり、所内掲示したりしています。また、所内研修を行って理解を深めたり、人権研修へ代表者が参加したり、「全体的な計画・年間計画・月案・週案」に盛り込んだりして、子どもを尊重した保育を実践しやすいよう様々な工夫がされています。	
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a
	(コメント) 『子どものプライバシー保護対応マニュアル』（令和元年12月）、『児童虐待防止マニュアル（チェックリスト・記録簿）』（令和元年12月）を整備し、園内が乳児の生活の場にふさわしい家庭的な環境とし、また、子どものプライバシーを守るようトイレ、お着替え時等は、カーテンやすだれで外から見えない様、工夫しています。不適切な事案が発生した場合の対応方法は、『不適切な事案についてマニュアル』（令和元年12月）に明示されています。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
	(コメント) 「パンフレット」・「重要事項説明書」・保育所のホームページに詳細な分かりやすい情報を記載し、利用希望の保護者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供しています。	
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
	(コメント) 保護者会へ事前相談し、「保護者会報」で周知したり、入所説明会、入所式で「重要事項説明書」を配付し、理解状況を確認しながらゆっくり丁寧に説明し、「同意書」をもらっています。保育内容の変更時は、「重要事項説明書」等を変更し、変更箇所を対比し園内掲示もされる仕組みとなっています。	
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
	(コメント) 入所・退所の手順を明記した『入・退所・新入児受入についてマニュアル』があり、「保育所だより」にて施設長、主任保育士が窓口となり、元担任等へつなぎ、相談を受け付ける仕組みとなっています。	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

33 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。 a

お帰りの会で今日の1日を振り返る時間を設け、子どもが直接発言できる場があります。また、日々の送迎時、懇親会・保護者会を実施し、要望等を聞いています。2019年10月実施の保護者アンケートは、58.6%の回収率（回収65件/配付111件）で、5点満点の保護者満足度調査では、園平均4.8の極めて高い値を示していました。

【 保護者が感じている大正北保育所の魅力 生の声 】

- (コメント)
- ① 子供らしくのびのびと過ごせる。
  - ② 先生の子供への対応が柔軟。
  - ③ いつも子供も先生も笑顔。
  - ④ 先生と話しやすい。
  - ⑤ 子供、先生みんな仲良しで楽しそう。
  - ⑥ 遊び重視ではあるが遊びの中で、季節感や友達との関わり方年齢に合わせた運動など、様々な事が学べるよう工夫してくれている。
  - ⑦ 一人一人の個性を大切にしている。
  - ⑧ 給食が美味しくて、子供達はよく食べている。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。 a

(コメント)

苦情解決の仕組みとして、苦情受付責任者は所長、受付者は主任保育士、第三者委員2名を設置し、連絡先も明記しています。その苦情解決の仕組みは、保育所の玄関に掲示したり、「重要事項説明書」に記載したりして、保護者の目に触れやすくしています。また、苦情、要望記入カードを設置し、入所説明会、入所式、保護者会等で「あれっ?」「なぜ?」と思った時には事務所、または担任まで、声を掛けて下さいと伝えています。苦情や要望をマイナスに取るのではなく、良くなるための材料として、次へつなげるように会議等で職員に伝えています。2019年10月実施の無記名形式での保護者アンケートの項目にも「保育所への要望」の欄を設け、声を集めました。

35 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。 a

(コメント)

苦情解決の方法を事務所前に掲示し、相談窓口を主任保育士とクラス担任にしていますが、それでも言いにくい方の為に、保護者会役員にも窓口になってもらい、「保護者会報」にその旨を記載しています。また、事務所に相談スペースを設置し、プライバシーを守ることができる環境で、相談や意見を伝えやすいよう配慮しています。

36	Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
	(コメント)	『大正北保育所マニュアル』を整備し、相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順を決め、職員に周知しています。お迎えの時、子どもの日常の様子を一言で良いので言葉を交わし、コミュニケーションを取る様に心掛け、保護者が意見や相談を切り出しやすい関係作りに努めています。	
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
	(コメント)	リスクの種類別に責任・役割を明確にした管理体制があり、『子どもの安全確保に関する対応マニュアル』（平成30年3月）、『事故防止及び事故発生時対応マニュアル』（令和元年12月）、『ケガ対応マニュアル』（令和元年12月）等を整備し、職員研修を実施しています。保育所内でのケガで病院で念のため診断を受ける場合は、「事故報告書」を記載し、再発防止策を実施しています。保育所で気になる事があった時やメディアを通じて事例を集め、危険源への感性を高めたり、未然防止策を行うため、「ヒヤリハット報告」を記載しています。保育所内の遊具は、毎月「所庭チェック表」にて、滑り台、ジャングルジム、鉄棒、砂場等を点検しています。	
38	Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
	(コメント)	施設長、主任保育士、乳児リーダーと幼児リーダーが連携を取って、管理体制を構築しています。厚労省『保育所における感染症対策ガイドライン（2018年）』や大阪市のマニュアルを基に、保育所オリジナルの『感染症マニュアル』（2019年12月見直し）があり、職員に研修を実施しています。幼児クラスでは毎朝、登所後、手洗い・うがいを徹底し、猛暑時を覗き、毎朝、外で集会をし、体操をする等健康に関する取組みを行っています。	
39	Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
	(コメント)	10年以内に20～30%の発生確率とされている南海トラフ大地震への減災対策は、大阪市のハザードマップから、浸水被災を想定した『防災対応マニュアル』（平成30年3月）を整備し、棚や子どもたちの午睡スペースにある棚の上に物を置かないことを徹底し、午睡スペースの上の蛍光灯にはカバーを設置し、子どもを守る為の訓練を行っています。保護者や職員の携帯電話・メールの連絡網があります。このような備えが、昨年2018年6月18日朝7時58分頃に発生した大阪府北部地震（Mマグニチュード 6.1：大阪市震度5強）の減災に役立っていました。「備蓄リスト」には、水や食料（日常的に使うものを循環させるローリング・ストック法）、オムツ等を記載していますが、量的には何日分あるのかの再認識が必要です。また、園は市営住宅（約100戸入居）の1F部分にあります。集合住宅の場合、地震時に発生する火災、特に電気関係の出火に要注意です。「感震ブレーカー」は、地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具で、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段です。住宅内で合同避難訓練等の実施の際、「感震ブレーカー」の必要性を検討するよう話し合ってみましょう。	

			評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保			
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
	(コメント)	保育理念・保育方針・保育目標に則って文書化された職員に対する指導マニュアルとして『オリエンテーション冊子』、『子どものプライバシー保護対応マニュアル（令和元12月）』、『0歳児の発達の様相と援助』、『保健計画』、『食育計画』等各年齢ごとの「年間指導計画」に反映させるための計画が作成されていました。その他、子育て支援計画、基本的な生活習慣の確立に向けての具体的な保育内容、援助を全職員で統一するための手順や手引書、様々な遊びを切り口とした具体的な年間計画書等を作成しようとしていました。	

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント)	<p>「マニュアル一覧表」を作成し、各マニュアルの作成日・改訂日が分かりやすく整理されています。この一覧表から、精力的に教育・保育のノウハウや手順の見える化が実施されている事が伺えました。従来、多くの福祉分野で行われてきた先輩からの伝言文化・背中を見て学ぶ指導から、ノウハウ・実戦経験を結集したマニュアル等による体系化・標準化・見える化されたドキュメント・理論に基づく指導へ転換されています。保護者からの要望についても、必要に応じ反映する仕組みとなっています。</p> <p>今回の2回目の受審を機に作成・改訂したマニュアルの一部抜粋：  入・退所・新入児受入について、登降所時マニュアル、事故防止及び事故発生時対応マニュアル、プールについて、散歩マニュアル、ケガ対応マニュアル、乳児保育マニュアル（衣服の着脱、衣服のたたみ方、食事、ミルクの作り方・飲ませ方、オムツ交換、午睡）、子どもの安全確保に関する対応マニュアル（保育時間を過ぎてても保護者が迎えに来ない、連絡なしでいつもと違う人がお迎えに来た時、不審者対応）等々</p>	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
(コメント)	<p>「指導計画」（日誌、月案、年間指導計画）は、「全体的な計画」の主旨に沿って、各クラス担任が作成し、所長、主任保育士が確認し、主任保育士が期毎、毎月、毎日、評価と分析を行い、職員間で共有し、アセスメントを行っています。食育・アレルギー対応等は栄養士、巡回指導では心理士、支援員と相談・協議しています。障がい児は、健常児の記録とは別に「個別支援計画」を立て記録を残し、要保護の子どもは、区役所の担当者と密に連携し、情報共有を行ったり、必要に応じて家庭訪問も行っていきます。子ども一人ひとりのアセスメントを行って、ねらいを明確にし、「指導計画」を作成しています。また、その計画通りに実施されていることを所長・主任保育士が確認しています。</p>	
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
(コメント)	<p>月ごとに「指導計画」（日誌、月案、年間指導計画）の反省、見直しを、保護者からの意見や社会情勢を参考にしながら行い、年度末には「全体的な計画」及び年間の反省、見直しを行っています。変更した「指導計画」の内容は職員会議で周知しています。P（Plan・計画策定）→D（Do・実行）→C（Check・評価）→A（Act・見直し）のサイクルを継続して実施することで、「指導計画」の質の向上を図っていきましょう。</p>	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	<p>子どもに関する記録は、「児童票」や「個人記録」（健康診断、予防接種、身体測定、既往歴、SIDS、登所時の健康の記録、疾病記録、怪我記録、事故記録等）を作成しています。所長、主任保育士がその記録内容や書き方のバラつきを最小限にするため、定期的にチェックし、保育サービスが適正に提供できているか観察しています。また日々の子どもや保護者の様子は口頭、ホワイトボード、「引継ぎノート」等を利用しこまめに伝え合い、定期的には職員会議や保育会議、乳児・幼児会議で各クラスの子どもの様子や保護者に関する情報を伝え合い、対応等について報告検討し全職員で共有しています。</p>	
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
(コメント)	<p>『個人情報保護規定』（2017.5.30）に子どもに関する記録の管理方法や体制の記載があり、目的外利用の禁止、個人情報へ不正アクセス、紛失、破棄、改ざん及び漏洩防止等のルールを定め、「児童票」10年、「保育要録」10年、「修了児台帳（名簿）」永久と保管期間を定め、職員へ教育を行っています。保護者には、入所時に個人情報の保護と情報の開示の方法を伝え「手紙」を配布し、「同意書」にサインを得ています。</p>	

# 児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 保育課程（全体的な計画）の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程（全体的な計画）を編成している。	a
(コメント)	<p>「全体的な計画」は、『児童憲章』『児童の権利に関する条約』『児童福祉法』『保育所保育指針』に基づいて編成されています。保育理念では、「子どもの〈生きる力〉と〈思いやり〉を育てる」「五官をとぎすます」ことを明記し、当保育所の大切にしている信念を掲げています。子ども一人ひとりの発達段階、家庭状況、地域性、特徴等を考慮して、子どもが現在を最も良く生き望ましい未来を作り出す力の基礎を培うための保育を目指しています。年度末までに、話し合いを重ね、全職員参画のもと「全体的な計画」の見直しが行われています。ただ、新『改定保育所保育指針』を全職員に周知し、その内容を反映させた「全体的な計画」に改編していくことが望まれます。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
(コメント)	<p>保育室は明るく清潔で、衛生・安全面での配慮を適切に行うため、マニュアルを整備し清掃、点検を行っています。遊びのコーナーは、ゆったりと過ごしたり、粗大運動を保障するため畳やマットを敷き、様々な微細遊びができるように玩具を常備し、子どもが安心安全に過ごせるように配慮されています。</p>	
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	<p>子どもや保護者一人ひとりが抱える特性や環境など背景に十分配慮し、受容、尊重して丁寧に関わっていく保育を実践しています。せかす言葉や制止させる言葉を不用意に用いないように、子どもの気持ちを丁寧に受け止め、子どもに言葉が伝わっているか確認し、分かり易い穏やかな言葉かけを大切にしています。保育士の子ども一人ひとりへの言動への助言や指導は上司が積極的に行っており、所内研修で互いに考えあったり、日常的にきめ細かな指導や援助がなされている事が確認できました。</p>	
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	<p>排泄、着脱、食事、睡眠、清潔などの基本的な生活習慣については、各クラスで個々の育ちや発達段階に応じて積み上げて身に付けていけるように、具体的に子どもによく分かるように丁寧に伝えていました。自立を急ぐことなく一人ひとりのリズムに合わせて、やる気を伸ばせるような援助や関わりを大切にしています。また排泄や着替えなどは、子どもの人権に配慮した環境整備をしていました。水分補給や、手洗い、うがい、歯磨きなどの習慣が着実に身に着くよう、きめ細い配慮をしていました。</p>	

A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
	(コメント) 子どもが主体的に遊ぶ、物・時間・空間が確保されていました。所庭遊びや散歩などの戸外遊びも計画的に取り入れていて、体力作りを促す身体活動が十分保障できるように配慮されています。また、子どもが自発性を発揮できるように幼児クラスでは当番活動を実施しています。例えば、「人数調べ」という当番活動では、各クラスの出席人数を調べ数字で書いたり、乳児の午睡介助をしたり、知的好奇心や社会性がバランスよく育まれるために、様々な役割を体験できるようにしていました。保育士は自然な形で子どもの遊びに入り、互いの関係をつなぐよう寄り添いながら見守ったり、時には思いを代弁したり仲立ちをしたりして援助をしていました。近隣の園・所・学校や高齢者施設との交流も積極的に行われており、健やかに社会性が身につくように適切な援助をしています。菜園活動や生き物の観察・飼育などを通じて、命の大切さを学ぶ取組も大切にしていました。	
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント) 0歳児保育室は明るく清潔で、子どもが安心安全に過ごせて、這い這いなど育ちを促す粗大運動が十分に行えるように工夫されていました。基本的信頼感の形成と情緒の安定のため、継続的に個別の指導計画をきめ細かく立て発達を援助するように配慮されています。保護者とは連携を密に行い、一人ひとりの育ちに寄り添った保育を実践していました。また一人ひとりの子どもとのスキンシップを大切にしたり、発達過程に基づき物的環境の整備に取り組んでいました。	
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント) 一人ひとりの育ちに合わせて、排泄、着脱、食事、睡眠、清潔などの基本的な生活習慣の自立を急ぐことなく、自分であろうとする意欲を尊重し、個々の育ちに応じて丁寧に伝え、援助していました。安全面を考慮したうえで、子どもが興味を持って好きな遊びを自由に選択し楽しめる環境作りや、探索活動を保障し、主体性を育む保育を大切にしていました。また子どもの気持ちを代弁したり、思いを受け止め見守り、自我の健やかな育ちを援助していました。また異年齢との関りを大切にしたり、地域の方々との交流事業にも参加しています。日々、一人ひとりの状況については保護者に丁寧に伝え、信頼関係を深めています。	
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント) 各年齢ごと、保育室では子どもの興味関心が持てる遊びや玩具を提供しており、一人で、あるいは友だち同士で落ち着いて遊べるよう工夫し、保育士が適切に関わっていました。また当番活動や様々な行事を通じて、自己を発揮しながら目標を持ち友だちと協力して達成できるよう、援助しています。互いに友だちの良いところを認め合い、自信を持って保育所生活を過ごしていけるような取り組みを進めています。保護者には個々の成長の様子やクラスの取組をきめ細かく発信し高評価を得ています。高齢者施設等との地域交流事業に関しても積極的に取り組み、その様子を伝えています。	
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント) 個別の「指導計画」を立て、個々の育ちに合わせて毎月見直しを行っています。個別に、また他児と共に活動に意欲的に参加できるように、きめ細かな配慮を行っています。保護者とは毎月面談を行い、綿密な連携を図り、相互理解しながら子育てに向かっていけるように支援をしています。外部講師を招いた所内研修を充実して継続的に行い全職員が共通理解して、見通しを持った保育を実践していました。また関係機関との連携を密にして保育に当たっています。保護者の障がい児保育に対する理解と協力を得るための情報提供については、行事などの機会に行っていました。	

A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	(コメント) 一日の流れを文字や絵で示し、子どもが見通しを持って生活できるように工夫していました。長時間保育における環境は、家庭的な雰囲気やゆったりとリラックスして過ごせるように畳や衝立を利用したり、落ち着いて好きな遊びを存分に楽しめるよう、様々な遊具を整備しています。子ども一人ひとりの状況に合わせて休息が取れるように配慮したり、異年齢での関わりや職員とのスキンシップを大切にしながら安心して過ごせるようにしています。また「伝達簿」を活用して職員間の引き継ぎを丁寧に行うことで、保護者の信頼と安心を得ています	
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
	(コメント) 「全体的な計画」に小学校との連携について記載、5歳児の「年間指導計画」において小学校への滑らかな接続のため、具体的な計画を立て実践しています。5歳児は小学校生活への見通しが持てるように、他園とともに地域の小学校で行われる学校見学や児童との交流会に参加したり、小学校長や教諭と意見交換、引き継ぎを行うなど、小学校との連携を深めています。就学までに育みたい知的好奇心を伸ばす活動や協同的活動を意識的に保育計画に取り入れたり、保護者懇談会で就学に向けての話を取り入れたりしています。「保育所児童保育要録」は関係職員が参画して作成し所長が確認、その責任の下に小学校に提出していました。	
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
	(コメント) 『保健に関するマニュアル』『年間保健指導計画(傷病・与薬・環境衛生・午睡・感染症)』を作成し、子ども一人ひとりの健康管理を徹底して行っていました。個別の配慮を必要とする子どもについては所長が面談を行い、職員会議等で全職員に周知しました。日々の保育における子どもの体調不良や怪我に関する情報は、全職員が共有し、経過観察や保護者への連絡、事後確認などを丁寧に行っていました。SIDS(Sudden Infant Death Syndrome 乳幼児突然死症候群)に関する必要な知識を全職員が周知し、きめ細かく実践されていました。また保護者には入所説明会で周知し、常時ポスターを掲示して啓発を行っていました。感染症発生時にも詳しい内容を伝え、注意喚起を丁寧に行っていました。	
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
	(コメント) 健康診断、歯科健診の結果を確認しました。保護者へは結果を報告し、歯科健診では専門用語を理解していただくように解説を掲示し、治療が終了したらその旨を保育所に提出してもらうなど、家庭と緊密に連携し健康管理を行っていました。毎年「年間保健指導計画」は健康診断、歯科健診の結果を反映させて作成し、保育内容に重要な位置づけとして取り入れています。歯磨き・手洗い・うがい等の指導は、子どもに分かり易く伝え、日々の保育で実践していました。  【 健康・保健面での取り組み 】  ・幼児クラスは朝の集会の時に、体操や運動あそびを行い、体を動かしている。朝、当所の遅い児童が早く来る習慣がつくようと言う思いがあります。 ・幼児は登所後、手洗いうがいをし、外からの菌を一度洗い流し、保育室に入るようにしている ・各クラスに嘔吐セットを備えている ・感染症が出た時は、合同保育を中止し、感染拡大を防いでいる ・感染症が出たら掲示をし、注意喚起をしている ・保護者や家族が感染症にかかった時は、子ども(幼児)はマスク着用、大門前で受け入れ、受渡しをする。 ・インフルエンザ流行時はアルコールで消毒(塩素も併用) ・胃腸炎流行時は塩素消毒 ・感染症発生時はタオルかけを中止し、ペーパータオルを使用する ・水分補給前は、うがいをしてからお茶を飲む	

A⑭	<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p> <p>(コメント)</p> <p>(1) 医師の指示により薬の持参が必要な場合は、事前にどのような場合使用し、使用時の対応方法を保護者と確認した上で、登所時、詳細が書かれた専用用紙と一緒に預かり、降所時に保護者に返すようにしています。  (2) 医師の「診断書」のもと、献立会議で保育士と管理栄養士が共に除去食のチェックを行い、「献立表」を保護者に渡し除去物を確認しています。クラスでも再度確認。確認した共通の献立をクラス、給食室、事務所、保護者が保管し、毎日確認した上で給食を提供しています。  (3) 誤食がないように、「食物アレルギー対応食の引き渡し手順」に基づき、食事時の机を固定し、お椀にラップ、ネームプレートを付け、除去のあるなし関係なく名前の書いたプレートに給食をのせた状態で給食室から運んだり、クラス内で名前の確認を行い、配膳は一番に行うようにしています。</p>	a
A-1-(4) 食事		
A⑮	<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p> <p>(コメント)</p> <p>各年齢に合わせて、「食育年間計画」を作成し実践していました。菜園活動やクッキングは、年齢ごとに目標を定め、豊かな食育が保育に取り入れられるように工夫していました。試食会は年2回実施しており、「食育だより」ではメニューの紹介をしたり、食生活の大切さを伝えたり、様々な形で保護者に啓発をしていました。また日頃の子どもの摂食状況を観察し保護者にきめ細かく伝えることにより、家庭との連携を深めていました。給食を楽しい雰囲気の中でおいしく食べる事を大切に、一人ひとりの食事ペース、好き嫌いを考慮し、育ちに合わせて無理なく進めています。</p> <p><b>【 管理栄養士による食育の取り組み 】</b></p> <p><b>○菜園活動</b> 自分たちで苗を植え毎日水やりをし、育てる楽しさ、収穫する嬉しさ、収穫した野菜を調理し味わう喜びなど日々子どもたちの活動と連携した取り組みを行っている。 (なす、トマト、ピーマン、ゴーヤ、ラディッシュなど)</p> <p><b>○食育・クッキング</b> 3歳児では野菜に興味を持てるように種取りや皮むき、4歳児では苦手な野菜も食べられるようにハンバーガー作り、5歳児では楽しんで調理をしたり自分で作った物を食べる喜びが感じられるようにデコレーションホットケーキ作りを行った。調理をする前に大切な手洗い指導や茶碗・汁椀の置き場所のマナーなども伝えている。</p> <p><b>○日々の給食</b> 毎月、オリジナルメニューを作成。各クラスの食事の様子を見に行ったり、彩りや形、見た目の工夫をし、調理している。毎月の会議では子どもたちの様子を聞き、今後の給食や食育での取り組みの参考にしている。</p> <p><b>○保護者への啓発</b> 「おたより」では季節の食材を使ったメニューの紹介を行い、懇談会では試食会を行いレシピも配布している。</p>	a
A⑯	<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
	<p>(コメント)</p> <p>(1) 離乳食は初期、中期、後期と子どもの育ちに合わせて調理を行い、完了食になってからも、食べる様子を確認し小さく刻み食べやすいようにしています。日々食べる様子を確認し、食べる量、好き嫌いは個々に把握しています。旬のものを取り入れたり、子どもたちが収穫した夏野菜を給食で食べられるようにしたり、その時期に合った行事食を取り入れています。(7月七夕ゼリー、11月赤飯)</p> <p>(2) 管理栄養士等が乳児クラスの食べる様子を見て、食べやすい調理方法を考慮したり、幼児クラスでは子どもたちと実際に話す機会を作るようにしています。</p> <p>(3) 『大量調理施設衛生管理マニュアル』(平成29年6月16日)を整備し、毎月全職員検体を提出し、「検体記録」をまとめたり、日々の厨房職員による「衛生管理の記録」を記載しています。また、厨房にあるT社製の2台の中心温度計の校正状況を確認しました。</p>	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
(コメント)	<p>入所説明会、クラス懇談会には保育内容、年間目標等を丁寧に伝えていました。年2回の個人懇談会・保育参観、各種行事等では、保育所での子どもの姿や、子どもの成長の様子を実際に見ていただき、保護者と子どもの成長を喜び合い、保育内容の共通理解を得るための機会を設け、連携を深めていけるように、信頼関係の構築に努力している姿勢が確認できました。各種「おたより」やホームページ、「連絡ノート」や掲示板で日々の具体的な保育実践に関する様子や情報を積極的に提供しています。また、地域の子育て支援に関する情報もきめ細かく発信しています。保護者からの伝達や気になる内容については、「クラス伝達表」に記録し、職員間で共有を図っていました。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント)	<p>家庭との連携を深め、一人ひとりに寄り添った子育て支援していくために、日々の送迎時に一人ひとりの子どものエピソードを伝えたり、保護者へねぎらいの言葉かけをしたり、また個別の「連絡ノート」による記録も丁寧に行うことで、保護者からも話しやすい環境を作るなど、きめ細かな保護者への支援が行われていました。「おたより」や個人懇談会、保育参観等では、育児相談がいつでもできること、スマイルサポーター2名、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）3名の在職を発信、また行事ではアンケートをその都度とり、保護者の意見を運営、保育内容に反映させる努力をしていました。また各保育士への相談内容は所長に報告し、適切な対応ができるように助言を行い、必要があるケースに関しては、他機関との連携し総合的な支援が行えるようにしていました。</p>	
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	<p>全員の子どもを観察し、保護者の言動に変化はないかを注意し、状況の把握に努めていました。気になる親子の様子については職員会議で周知し、ケース検討会議に繋げていました。『児童虐待防止マニュアル』を作成し、職員に周知するための研修を行いました。支援を求めている家庭、積極的にアプローチしていく必要がある家庭を見極め、きめ細かく対応していくために「チェックシート」（令和元年12月作成）を各クラスに常備し、日々活用しようとしてしていました。</p>	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
(コメント)	<p>(1) 日誌、週案、月案には担任による振り返りがきめ細かく記載され、それを点検、評価する所長からのコメントは、一人ひとりの保育士に寄り添いながら、丁寧に指導、所長の願いも伝わるように記載されていました。年に1回、「自己評価チェックリスト」に基づく自己評価、及び、それぞれの個人目標・業務に関する目標に基づく自己評価も行われており、所長がヒアリングをし、保育の改善や専門性の向上に繋げていました。</p> <p>(2) 園内研修では、保育実践の観察、保育記録・保護者への便りや連絡ノートの記述の仕方等が行われ、実践に繋げていました。各種研修にも参加しやすい職員間の連携が築かれており、また研修内容を共有し、実践に活かしていけるように、伝達し合う機会がありました。</p>	

A-4 子どもの発達・生活援助

A-4-(1) 子どもの発達・生活援助

A② A-4-(1)-① 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。

a

(コメント)

子どもの人権を大切にする保育を行う中で、体罰、暴言を伴わない援助方法は、『不適切な事案についてマニュアル』等を作成し、所長から全職員に指導がされている事を「職員会議議事録」にて確認しました。『就業規則』に体罰の禁止に関する事項が明記されていました。

# 利用者(保護者)への聞き取り等の結果

## 調査の概要

調査対象者	大正北保育所をご利用中の保護者
調査対象者数	111 人 ( 回収 65人 回収率 58.6% )
調査方法	無記名アンケート形式による調査 (2019年10月実施)

## 保護者へのアンケートの結果(概要)

2019年10月実施の保護者アンケートは、58.6%の回収率(回収65件/配付111件)で、5点満点の保護者満足度調査では、園平均4.8の極めて高い値を示していました。ただ、回収率に関しては、さらに上を目指したい。  
 (クラス別 0・1歳児 おおもも組 4.9点、2歳児 き組 満点5点、3歳児 あか組 4.7点、4歳児 みどり組 4.9点、5歳児 しろ組 4.9点、クラス未記入 4.7点)

アンケート項目1番 保育所の保育理念、保育方針をご存じですか？

回答 ⑤よく知っている7(10.8%) ④まあ知っている31(47.7%) ③どちらともいえない7(10.8%) ②あまり知らない12(18.5%) ①まったく知らない2(3.1%) ⑥未記入6(9.2%)

年齢	クラス	⑤	④	③	②	①	⑥	計
0.1歳	おおもも組	2	2	2	1	0	1	8
2歳	き組	1	6	0	0	0	1	8
3歳	あか組	2	6	0	2	1	1	12
4歳	みどり組	2	9	2	1	0	2	16
5歳	しろ組	0	7	2	5	1	0	15
	クラス未記入	0	1	1	3	0	1	6
合計		7	31	7	12	2	6	65

⑤ よく知っている 7(10.8%) + ④ まあ知っている 31(47.1%)  
 = 合わせて 38 ( 58.5% ) 保護者の認識度を高めたいレベルです  
 特に、②あまり知らない 12(18.5%) ①まったく知らない2(3.1%)は改善したい。

満足度を5段階評価で言うと 保護者総合評価満足度 平均 4.8 ☆ 極めて高い  
 ⑤満足55(87.3%) ④やや満足7(11.1%) ②やや不満1(1.6%)

### 【 保護者が感じている大正北保育所の魅力 生の声 】

- ① 子供らしくのびのびと過ごせる。
- ② 先生の子供への対応が柔軟。
- ③ いつも子供も先生も笑顔。
- ④ 先生と話しやすい。
- ⑤ 子供、先生みんな仲良しで楽しそう。
- ⑥ 遊び重視ではあるが遊びの中で、季節感や友達との関わり方年齢に合わせた運動など、様々な事が学べるよう工夫してくれている。
- ⑦ 一人一人の個性を大切にしている。
- ⑧ 給食が美味しくて、子供達はよく食べている。

## 福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

### ①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

### ②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

### ③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等